

「高根沢町中学校部活動の在り方に関する方針」

平成 31 (2019) 年 3 月

高根沢町教育委員会

目 次

はじめに	1
本方針策定の趣旨等	2
1 適切な運営のための体制整備	3
(1) 部活動の方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
2 部活動における安全管理の徹底	4
3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	4
(1) 適切な指導の実施	
(2) 部活動用指導手引きの活用	
4 適切な休養日等の設定	5
5 学校や地域の実態を踏まえた環境の整備	7
6 学校単位で参加する大会等の見直し	7
終わりに	8

はじめに

- 学校における部活動は、体力や技能の向上はもとより、学年を超えた人間関係の中で、様々な学びが期待できます。また、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図るとともに、練習の成果を試合やコンクール等で発揮することにより、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、児童生徒の人格形成の上で重要な教育的意義をもつ活動です。
- しかし、近年の少子化に伴って生徒数や教職員数が減少していることや、個人のニーズが多様化し、地域においても様々なスポーツ活動や文化的活動が行われていることを背景に、部活動を従前と同様の運営体制のままでは維持することが難しくなっており、学校や地域によっては存続の危機にあります。
- 将来においても、本町の生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフや健康で文化的な生活を実現する資質・能力を育む基盤として、部活動を持続可能なものとするためには、各自のニーズに応じた運動・スポーツや文化的活動を行うことができるよう、部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要があります。
- そこで、高根沢町ではこのような現状を鑑み、平成30年3月にスポーツ庁が作成した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）、平成30年9月に栃木県教育委員会が作成した「栃木県運動部活動の在り方に関する方針」（以下「県の方針」という。）の内容を踏まえ、近年の部活動指導における課題と、部活動のさらなる充実・活性化を図ることを目指して、「高根沢町中学校部活動の在り方に関する方針」を策定しました。
- つきましては、各学校においても内容に基づく「部活動ガイドライン」を策定され、教育的意義を高める効果的な部活動指導と、部活動での課題解決、児童生徒自身の課題克服を目指す体制づくりの実施をお願いいたします。

本方針策定の趣旨等

- 本方針は、高根沢町の中学校の運動及び文化部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましい部活動環境を構築するという観点に立ち、以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ生徒がスポーツや文化的活動を楽しむことで、運動習慣等の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフや文化的活動を実現するための資質・能力を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として、教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- ・ 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。
- ・ 部活動の実施に際しては、生徒の安全を十分に確保すること。

- 各中学校は、国のガイドライン、県の方針に則り、本方針を参考にしながら、持続可能な部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。
- 町教育委員会は、本方針に基づく中学校部活動改革の取組状況について、定期的にフォローアップを行う。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

ア 校長は、高根沢町教育委員会の「高根沢町中学校部活動の在り方に関する方針」に則り、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。その際、学校運営協議会委員や生徒及び保護者から幅広く意見を聴取し、理解と協力が得られるよう努める。

部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

イ 校長は、上記アの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

ウ 町教育委員会は、上記アに関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。

イ 町教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、公務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員の任用・配置について検討する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を迅速かつ適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

ウ 校長は、部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により各部の活動内容を把握し、生徒が安全に部活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ 町教育委員会は、部活動顧問を対象とする知識及び技能の質の向上、並びに学校の管理職を対象とする、部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

カ 町教育委員会及び校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日文科科学大臣決定）」、及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 部活動における安全管理の徹底

ア 町教育委員会や校長は、部活動について、生徒の安全を第一に、部顧問及び外部指導者が安全に対する意識を高められるよう、日頃から活動中に起きた「ヒヤリ・ハット」事例を集約し共有するなど安全対策を講じる。

イ 部顧問や外部指導者は、各生徒の発達段階、体力、習得状況等を把握し、無理のない練習となるよう留意するとともに、生徒の体調等の確認、関係の施設、設備、用具等の定期的な安全確認、事故が起こった場合の対処の仕方の確認、医療関係者等への連絡体制を整備する。

また、生徒自身が安全に関する知識や技能について、保健体育等の授業で習得した内容を活用、発展させたり、新たに身に付けたりし、積極的に自分や他人の安全を確保できるように指導する。

ウ 部活動中、部顧問は生徒の活動に立ち合い、直接指導することを原則とする。やむを得ず直接練習に立ち合えない場合、部顧問は、他の教員と連携、協力したり、部内で約束された安全面に十分留意した内容や方法で活動させたりし、部活動日誌等により活動内容を把握できるようにする。

エ 校長及び部顧問は、天候の急変などに備え、あらかじめ代替案を準備し、活動時の気象情報を確認して、危険と判断される場合には、ためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずる。

また、熱中症事故を予防するために、水分補給や健康観察を適切に実施する。特に高温・多湿時には、「熱中症予防情報サイト」（環境省のホームページ）や「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、活動の実施を判断する。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

なお、文化部活動の実施に当たっても、運動部活動に準ずるものとし、町教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からはトレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。その上で、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を養うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向

上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、運動部においては、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

なお、文化部顧問においても運動部に準ずるものとする。

(2) 体罰、いじめの防止

ア 部活動を含め、教育の場においては、指導と称しての体罰は禁止されており、あってはならないことである。また、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されない。体罰等は、直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせて目撃した生徒の後々の人生まで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすことになる。

体罰は、指導とは異なる明らかな暴力行為であり、学校教育法で禁止されている決して許されない行為である。学校は、部活動をはじめ学校の教育活動全体における体罰根絶に向けて、外部指導者や地域とともに取り組まなければならない。

イ 部活動は、学級や学年の枠を超えた生徒の集団で行われ、自発的・自主的に行う場面が多いことから、生徒同士の人間関係を指導者がしっかり把握し、指導していくことが必要である。

日頃から、生徒が不安や悩みを相談しやすい体制を整え、生徒の学校生活の状況の把握に努めるとともに、教職員や指導者間で常に情報交換できる体制を整えておくようにする。

(3) 部活動用指導手引きの活用

ア 運動部顧問は、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うために、中央競技団体が作成した指導手引きを活用し、指導を行う。

文化部顧問においても、各分野の関係団体等が作成した指導手引を活用して合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

ア 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

① 休養日の設定

ア) 学期中は、週当たり2日以上休養日を設定する。(平日は少なくとも1日以上、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で休養日が確保できない場合は、休養日を他の日に振り替える。)

イ) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休

養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を確保するため、活動を実施しないオフシーズン（1週間程度を推奨）を計画的に設定する。

- ウ) 学校閉庁日（8月13日～16日）及び、12月29日～1月3日は、休養日とする。ただし、連続する休養日の開始日から起算して2週間以内に全国大会等への出場を控えている場合、校長の許可により休養日としないことを可能とする。その際、生徒及び保護者に対して、あらかじめ十分な説明をして理解を得ることとする。
- エ) 大会等（中学校体育連盟・中学校文化連盟）前において、基準どおりに休養日が確保できない場合には、その前後に代替の休養日を確保し、生徒の心身の疲労などに留意することにより、長期間連続して活動することがないようにする。
- オ) 各校で設定する定期試験の開始3日前から終了前日までは、休養日とする。学年及び各部活動の特性に関わらず、原則として学校で統一した対応を行う。

② 活動時間

- ア) 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は4時間以内とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。なお、活動時間には、準備や後片付けに必要とされる時間を含めるものとする。
- イ) 朝練習を行う場合には、部顧問は季節や生徒の通学時間などを考慮しながら、目的をもって短時間で効果的に実施できる計画を立て、生徒の健康、学校生活や授業に支障のない範囲で実施する。
- ウ) 大会、練習試合等で基準の活動時間を超えて活動する場合には、生徒の健康管理に十分配慮し、1日のうちに休養時間を適切に設定するとともに、別の日の活動時間を減らすなど、週当たりの活動時間にも留意する。

イ 校長は、1（1）に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、国のガイドライン、県の方針を踏まえるとともに、町教育委員会が策定した方針に則り、各部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

ウ なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえ、部共通、学校全体、町共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

5 学校や地域の実態を踏まえた環境の整備

- ア 町教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の部活動を設けることができない場合には、生徒の活動の機会が損なわれることがないように、2つの中学校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。
- イ 町教育委員会は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体や文化活動団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域がともに子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境、文化活動環境の整備を進める。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

- ア 町教育委員会は、各種大会・コンクール等について、合同部活動等の参加の機会など柔軟に対応できるよう大会主催者等に要請する。
- イ 週末等に開催される各種大会・コンクール等に参加することが、生徒や部顧問の過度な負担とならないよう、町教育委員会は、各校が参加する各種大会・コンクール等の全体像を把握し、各校が参加する各種大会・コンクール等の上限の目安等を定める。
- ウ 校長は、町教育委員会が定める上記イの目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会・コンクール等を精査する。

終わりに

- 各学校においては、安全で効果的な部活動の運営を心掛け、指導者の資質向上を図るとともに、部活動をとおして、生徒が心身にわたる成長と豊かな学校生活の実現が図られるようにする。

本方針は、学校や地域の実態を踏まえ、生徒の視点に立った、学校の部活動改革に向けた具体の取組について示すものである。学校は、本方針をもとに関係機関等と連携をしながら、部活動が持続可能なものとなるよう適切に対応していくことが求められる。

- 国のガイドラインにおいては、今後、少子化がさらに進むことを踏まえ、ジュニア期におけるスポーツ環境の整備について、従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められることに触れている。町教育委員会及び学校は、このことにも留意していく必要がある。